

令和6年度自家用電気工作物に係る 立入検査の概要について

令和7年7月

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

1. 立入検査の目的

自主保安体制が十分に機能していることの確認

- ・立入検査は、自家用電気工作物の自主保安の実態を確認し、電気保安レベル向上に資するために実施しています。
- ・主任技術者の執務状況、保安規程の遵守状況、電気工作物の維持・管理が良好であるか等の確認を行い、電気事業法、関係法令等に適合していない事項や保安上好ましくない事項があれば、改善指示あるいは指導を行うことにより、保安の適正化を図ることを目的としています。

2. 立入検査の実施方法

(1) 検査対象の選定方法

- ① 電気関係報告規則第3条及び第3条の2に基づく事故報告があった自家用電気工作物
- ② 電気事業法第40条の規定により技術基準に適合するように命じられた自家用電気工作物
- ③ 経年劣化の恐れのある自家用電気工作物
- ④ これまで使用実績がない又は少ない技術を用いた自家用電気工作物
- ⑤ 社会的に重要と認められる社会的影響が大きい自家用電気工作物
- ⑥ 保安の確保が適切でないおそれがある自家用電気工作物
- ⑦ その他(電気保安の実態を把握する必要がある自家用電気工作物)
- ⑧ 立入検査に立会したことがない

3. 立入検査(実施状況)

●検査内容

検査では以下について、ヒアリング、点検記録、現場での電気工作物の状況により確認

①技術基準への適合状況

- 屋内、屋外配線の施設方法
- 接地抵抗値
- 絶縁抵抗値
- 遮断器容量 等

③保安規程の遵守状況

- 保安従事者への教育訓練
- 月次、年次点検等の頻度
- 非常時対応の取り決め
- 記録の保管 等

②電気主任技術者の執務状況

- 選任形態
- 勤務状況
- 保安業務の監督状況 等

④その他保安上必要な事項

- 関係法令の手続き状況
- 電気事故報告 等

3. 立入検査(実施状況)

(1-1) 令和6年度選定事業場(太陽電池・風力発電所)

規模		選任形態	選任		兼任	許可	外部委託		その他	計
			専任	統括			法人	個人		
風力発電所・ 太陽電池	低圧									
	高圧	2,000kW未満					1	2		3
		2,000kW以上								—
	特別高圧		3							3
	計		3	—	—	—	1	2	—	6

3. 立入検査(実施状況)

(1-2) 令和6年度選定事業場(需要設備)

規模		選任形態	選任		兼任	許可	外部委託		その他	計
			専任	統括			法人	個人		
需要設備	低圧									—
	高圧(最大電力)	50kW未満							1	1
		50~99kW		1			1	3		5
		100~199kW					1		1	2
		200~299kW						1	1	2
		300~399kW					1			1
		400~499kW		1				1		2
		500kW以上					1			1
	特別高圧									—
	計		—	2	—	—	4	5	3	14

3. 立入検査(実施状況)

(1-3) 令和6年度選定事業場 (太陽電池+風力+需要設備)

規模		選任形態	選任		兼任	許可	外部委託		その他	計
			専任	統括			法人	個人		
需要設備	太陽電池・風力発電所	3	0	0	0	1	2	0	6	
	需要設備	0	2	0	0	4	5	3	14	
	計	3	2	0	0	5	7	3	20	

3. 立入検査(実施結果)

(2) 法手続き及び管理状況の不良事項(令和6年度)

指摘事項	選任形態	選任		兼任	許可	外部委託		その他	計
		専任	統括			法人	個人		
主任技術者選任等手続き不良								3	3
保安規程手続き不良		2					3	3	8
その他手続き不良									0
保安規程遵守状況等	保安組織の不整備								0
	保安教育不十分	1							1
	巡視・点検・測定の実施不十分						1		1
	運転操作基準の不整備								0
	防災体制の不整備	1					2		3
	巡視・点検・測定記録の保管等不良						1		1
	その他		1						1
主任技術者執務状況不良							1		1
計		4	1	0	0	0	8	6	19

(参考) 保安規程

電気事業法及び同施工規則で事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保する為に保安規程を定めることを規定

- ①事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ②事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ③事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- ④事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ⑤発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- ⑥災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ⑦事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ⑧事業用電気工作物の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。※
- ⑨その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

3. 立入検査の実施結果

(3) 技術基準に抵触している事項(令和6年度)

不良事項	選任形態		兼任	許可	外部委託		その他	計
	専任	統括			法人	個人		
電柱の足場金具等が地表上1.8m未満に設置されている 省令第24条(解釈53条)						2		2
接地抵抗値が基準を満たしていない 省令第11条(解釈17条)					1			1
高圧受配電設備に立入禁止表示及び施錠装置がない 省令第9条第1項(解釈21条)							1	1
計	0	0	0	0	1	2	1	4

・自家用電気工作物設置者に対して、その自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持するよう義務を課しています。

3. 立入検査の実施結果

(4) 保安上改善を要する事項(令和6年度)

不良事項	選任形態		兼任	許可	外部委託		その他	計
	専任	統括			法人	個人		
前年度停電年次点検に不良箇所があっても、無停電年次点検を実施している(3年に1度停電年次点検を実施)						2		2
屋外低圧ケーブルの被服が剥がれている					1			1
キュービクル内に脚立を置いている							1	1
計	—	—	—	—	1	2	1	4

3. 立入検査の実施結果

(4) 保安上改善を要する事項(令和6年度)



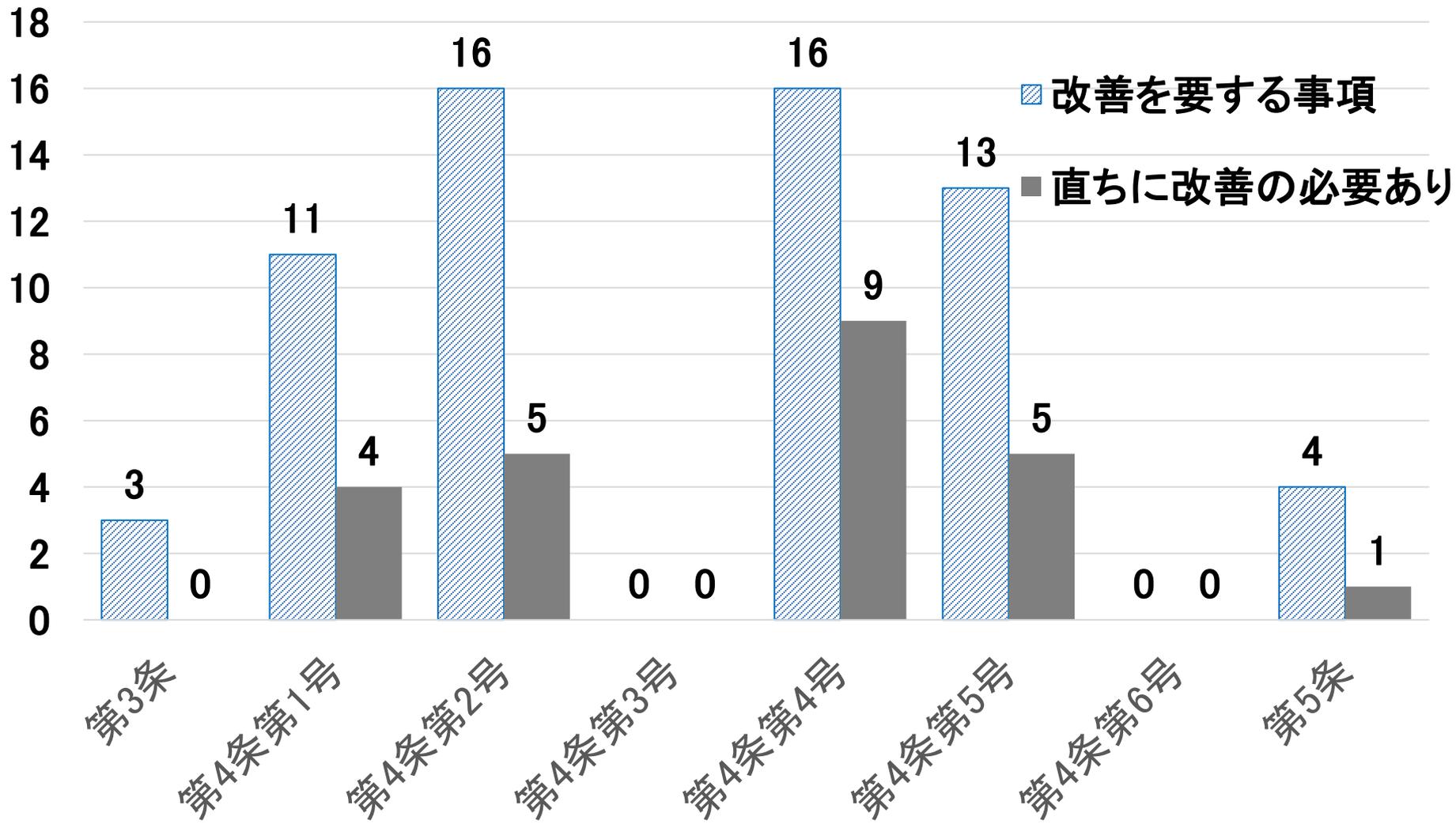
3. 立入検査の実施結果

太陽電池発電施設の立ち入り検査については、支持物の構造等について以下の2つの方法で確認

- ① 設計図書の整備状況
- ② 現地の施工状況

3. 立入検査の実施結果

(5) 太陽電池発電施設に関する指摘事項



低濃度PCB使用電気工作物の適正な処分(周知)



あなたの作業場や倉庫は大丈夫!?

低濃度PCB廃棄物

作業場や倉庫にて使用または保管されている古い電気機器に低濃度PCBが残っているかもしれません。

PCB廃棄物は処分期間内の処分が必要です。

いますぐ確認をお願いいたします。

まずは、現在お使いの古い電気機器をご確認ください!

変圧器



低濃度PCB
廃棄物の例

コンデンサー



低圧コンデンサー



お急ぎ
ください!

低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

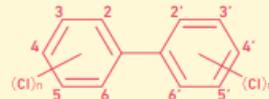
詳しくは手引きを
ご利用ください



PCB廃棄物を処分する必要性

1 現在は製造・輸入ともに禁止

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。



3 意外なところに隠れている

計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOVケーブルなどにも含まれている可能性があります。



2 人体に悪影響がでる可能性あり

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。症状は、吹き出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。

吹き出物

目やに

しびれ

倦怠感

色素沈着

食欲不振

保管及び処分の状況の届出

事業者は、令和9年3月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。なお、環境大臣又は都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

処分までの流れ

STEP 1

調査

技術者等に依頼し、キュービクル、分電盤などを調査します。

STEP 2

判別

銘板情報から判別、または採油した絶縁油のPCB濃度を調査します。

STEP 3

処分

無害化処理事業者への処理委託を行い、処分してください。

低濃度PCB
廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



<http://pcb-wca.kishori.env.go.jp/teimouki/>



ご静聴ありがとうございました。